

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成18年8月31日(2006.8.31)

【公表番号】特表2002-522668(P2002-522668A)

【公表日】平成14年7月23日(2002.7.23)

【出願番号】特願2000-563891(P2000-563891)

【国際特許分類】

E 04 H 15/44 (2006.01)

E 04 H 15/34 (2006.01)

【F I】

E 04 H 15/44

E 04 H 15/34 E

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月10日(2006.7.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 折りたたみ形態と拡張形態とを有する折りたたみ可能なシェルターであって、

キャノピーと、

このキャノピーを支持する複数の脚と、

前記複数の脚に連結されたリンク部材の複数の周囲トラス対を含む周囲トラスリンク組立体と、

リンク部材の少なくとも2つの中央トラス対と、を有し、これらの中央トラス対の各々は前記周囲トラス対のうちの1つの内端に連結され、

更に、拡張形態において前記キャノピーを前記脚よりも上に支持する少なくとも1つの鉛直方向内側中央支持部材を有し、前記中央トラス対のリンク部材の各々の内端が、前記鉛直方向内側中央支持部材に回動可能に連結され、

更に、前記周囲トラスリンク組立体に連結され且つ拡張形態において前記キャノピーを前記脚よりも上に支持する少なくとも2つの鉛直方向周囲中央支持部材を有する、折りたたみ可能なシェルター。

【請求項2】 前記複数の脚は、入れ子式に伸縮する上部分及び下部分を有する、請求項1に記載の折りたたみ可能なシェルター。

【請求項3】 前記複数の脚は、その各々に摺動可能に取付けられたスライダー部材を有する、請求項1に記載の折りたたみ可能なシェルター。

【請求項4】 前記スライダー部材は前記上部分に取付けられる、請求項3に記載の折りたたみ可能なシェルター。

【請求項5】 リンク部材の前記中央トラス対は、互いにはさみ形態に回動可能に連結された第1リンク部材及び第2リンク部材を有し、

前記少なくとも1つの鉛直方向内側中央支持部材は、上側入れ子式伸縮部分と下側入れ子式伸縮部分とを有し、

前記上側入れ子式伸縮部分は、前記キャノピーを支持するための上端を有し、

前記中央トラス対の第2リンク部材の各々の内端は、前記鉛直方向内側中央支持部材の上側入れ子式伸縮部分に回動可能に連結され、

前記中央トラス対の第1リンク部材の各々の内端は、前記鉛直方向内側中央支持部材の

下側入れ子式伸縮部分に回動可能に連結される、請求項 1 に記載の折りたたみ可能なシェルター。

【請求項 6】 前記下側入れ子式伸縮部分は、前記折りたたみ可能なシェルターが前記拡張形態にあるときに、前記下側入れ子式伸縮部分が前記上側入れ子式伸縮部分を支持し且つ前記上側入れ子式伸縮部分の上端を前記脚の上端よりも上に上げるように前記上側入れ子式伸縮部分を支持するための内部係止部材を有する、請求項 5 に記載の折りたたみ可能なシェルター。

【請求項 7】 リンク部材の前記周囲トラス対は、互いにはさみ形態に回動可能に連結された第 1 リンク部材及び第 2 リンク部材を有し、

前記鉛直方向周囲中央支持部材の各々は、上側入れ子式伸縮部分と下側入れ子式伸縮部分とを有し、

前記上側入れ子式伸縮部分は、前記キャノピーを支持するための上端を有し、

前記周囲トラス対の第 1 リンク部材の各々の内端は、前記鉛直方向周囲中央支持部材の上側入れ子式伸縮部分に回動可能に連結され、

前記中央トラス対の第 2 リンク部材の各々の内端は、前記周囲中央支持部材の下側入れ子式伸縮部分に回動可能に連結されている、請求項 1 に記載の折りたたみ可能なシェルター。

【請求項 8】 前記下側入れ子式伸縮部分は、前記折りたたみ可能なシェルターが前記拡張形態にあるときに、前記下側入れ子式伸縮部分が前記上側入れ子式伸縮部分を支持し且つ前記上側入れ子式伸縮部分の上端を前記脚の上端よりも上に上げるように前記上側入れ子式伸縮部分を支持するための内部係止部材を有している、請求項 7 に記載の折りたたみ可能なシェルター。